

使用料・手数料見直し案における旭川市障害者福祉センター使用料の修正について

1 旭川市障害者福祉センターの次の会議室等で、障害者等の使用料が一般使用料の3分の1を超えていたため見直し案の修正を行う。

(1) 会議室2

利用条件等	区分等	現行料金【A】	パブコメ案 (受益者負担割合 一般50%・障害者等17%)	修正案【B】 (一般×1/3)	改定率【B/A】
障害者等	午前	490	710	690	1.41
	午後	650	940	930	1.43
	夜間	490	710	690	1.41
	全日	1,630	2,360	2,310	1.41
一般	午前	1,480	2,090	修正なし	1.41
	午後	1,970	2,790	修正なし	1.42
	夜間	1,480	2,090	修正なし	1.41
	全日	4,930	6,970	修正なし	1.42

※障害者等の全日の料金は、午前、午後及び夜間の合計金額

(2) 音響スタジオ

利用条件等	区分等	現行料金【A】	パブコメ案 (受益者負担割合 一般50%・障害者等17%)	修正案【B】 (一般×1/3)	改定率【B/A】
障害者等	午前	490	280	270	0.55
	午後	650	370	修正なし	0.57
	夜間	490	280	270	0.55
	全日	1,630	930	910	0.55
一般	午前	1,480	830	修正なし	0.56
	午後	1,970	1,110	修正なし	0.56
	夜間	1,480	830	修正なし	0.56
	全日	4,930	2,770	修正なし	0.56

※障害者等の全日の料金は、午前、午後及び夜間の合計金額

※音響スタジオのパブコメ案は、音響機器の老朽化及び使用状況から、機器使用分を控除

2 障害者等使用料の考え方

パブコメ資料1-2において、当該センターの障害者等の使用料は「一般の3分の1」と明記しているほか、当該施設の障害者等の使用料は平成14年度の開館当初から同様の運用をしていることから、3分の1となるよう設定する。

3 算定方法

(1) パブコメ資料

コスト算定等シートにより、障害者等の受益者負担割合を17%で算定

(2) 修正後

算出した一般利用者料金の3分の1とする。